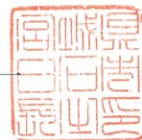


職員の懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表いたします。
このような事態がありましたことを、市民の皆様に心よりお詫び申し上げます。

令和7年6月2日

白石市長 山 田 裕



記

1 処分対象者及び処分内容等

- (1) 被 処 分 者 総務部総務課 主任主査 平間 大地 36歳
逮捕当時の所属及び職名：上下水道事業所工務係長
(懲戒処分の公表基準(平成18年7月28日市長決裁)に
基づき、所属及び氏名等を公表します。)
- (2) 処 分 内 容 免職
- (3) 処分年月日 令和7年6月2日
- (4) 監督責任等 事件当時、被処分者を指揮監督すべき立場にあった職員2
名に対し、次のとおり処分等を行いました。
当時の上下水道事業所長 減給10分の1(1月)
当時の上下水道事業所次長兼工務係長 訓告

2 事案の概要

被処分者は、上下水道事業所工務係技術主査であった令和5年9月21日に執行した「令和5年度水単請－5割山配水池屋上防水工事」の指名競争入札において、適正に入札等に関する職務を行うべき義務に違反し、事前に特定の事業者へ当該工事の予定価格及び指名業者名を教示し、公の入札で契約締結するためのものの公正を害すべき行為を行い、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(官製談合防止法)違反及び公契約関係競争入札妨害の容疑で令和7年2月19日に逮捕されました。

その後、同年3月12日付けで仙台地方検察庁に起訴され、同年5月9日に仙台地方裁判所で開廷された公判では公訴事実を認め、同年5月28日に懲役1年2月(執行猶予3年)の有罪判決が言い渡されました。

このことは、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、第33条「信用失墜行為の禁止」及び第34条「秘密を守る義務」に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号(この法律等に違反した場合)及び第2号(職務上の義務に違反した場合)に該当し、社会に与えた影響が極めて大きいとともに、白石市職員全体の信用を著しく失墜させる行為であることから、処分等を行ったものです。